施策の柱3:関係者による相互理解と協力の推進

教育・学習の推進

施策の事項	目的	概 要	方向性
食品の安全に関する普及啓発・情報提供	様々な情報提供により、都民・事業者の食品の安全に関する知識と理解を深める	食品衛生に関する普及啓発資材の作成・提供、各局のホームページによる情報提供、普及啓発用冊子の発行、報道機関への公表等、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する様々な情報を都民・事業者に提供※各局ホームページ(福祉保健局:食薬インフォベース・食品衛生の窓・健康安全研究センターHP、生活文化局:東京の消費生活・くらしの安全情報サイト)※冊子(福祉保健局:くらしの安全、生活文化局:東京くらしねっと)	都民・事業者の理解度や専門性に応じて、食品の安全や安全対策に対するきめ細かな情報を提供することにより、都民・事業者が必要とする情報をいつでも入手し食品の安全に関する正しい知識と理解を得られるようにする。
食品の安全に関する食育の推進	教育学習の機会を提供し、食品の安全について都民が自ら判断できるようにする	して食品の安全に関する教育・学習の機会と様々な情報を	学校・地域・家庭などあらゆる機会に学ぶことができるよう様々な手法により「場」を提供し、いつでもどこでも都民が食品の安全に関する正しい知識と理解を得られるようにする。
都民の自主的な学習 に対する支援	都民の活動の支援に より食品の安全に関 する知識と理解を深 める		自主的に食品の安全について学習しようとする都民を 支援することにより、食品の安全に対する都民の意識 をより一層向上させる

施策の柱3:関係者による相互理解と協力の推進

事業者による情報公開の促進

施策の事項	目的	概 要	方向性
生産情報の提供促進	都民に対し生産情報 を提供することで、食 品の安全に対する信 頼性・透明性を高める	生産情報を積極的に提供している事業者や食品を都民に 広く公表する仕組みの普及や先進事例の紹介等を通して、 事業者から都民に対する食品の生産情報の提供を促進	生産情報提供事業者登録制度の普及等により、生産情報を都民が食品を選択する際の一助とできるようにする。
リスク情報の提供促 進	都民に対し、食品の安全に関するリスク情報を提供することで、 食品の安全に対する 理解と信頼性を高める	自主回収報告制度による自主回収情報の公表や、くらしの 安全情報サイトにおける商品のリコール情報の提供等を 通して、事業者から都民に対する食品の安全に関するリス ク情報の提供を促進	事業者からの様々なリスク情報の提供を促進することで、都民がリスク情報を入手し正しく理解できるようにする。

施策の柱3:関係者による相互理解と協力の推進

情報の共有化、意見の交流等の推進

施策の事項	目的	概要	方向性
	行政が主体となった		
都民・事業者・行政	情報・意見交流によ	食の安全都民フォーラムなど、様々な機会を通じて、	意見交流の場を充実・拡大し、より多くの関係者と
による情報・意見交	り、食品の安全に対す	様々なテーマについて、行政・都民・事業者の三者の間で	ともに、より多くのテーマについて相互理解を図るこ
流の推進	る共通認識を醸成す	情報や意見の交流(リスクコミュニケーション)を推進	とができるようにする。
	る		
	都民間での情報・意見	都が提供するインターネットサイト(食品安全ネットフ	リスクコミュニケーションの基礎となる情報の適切
都民間での情報・意	交流により、食品の安	ォーラム、くらしの安全情報サイト)を通して、ネット上	な提供や時宜にかなったテーマの設定を通して、より
見交流の推進	全に対する共通認識	で都民間あるいは都民・事業者間の情報や意見の交流(リ	多くの都民が参加できるようにし、都民間の相互理解
	を醸成する	スクコミュニケーション)を推進	を促進する。
都民・事業者による 情報・意見交流の推	都民・事業者による情		
	報・意見交流により、	事例報告会やパイロット事業等、化学物質におけるリス	先進事例の普及を通じ、事業者のリスクコミュニケ
推 推	食品の安全に対する	クコミュニケーションの先進事例を普及	ーションに対する参加意識や能力を高める。
烂	共通認識を醸成する		

施策の柱3:関係者による相互理解と協力の推進

都民及び事業者の意見の反映

施策の事項	目的	概要	方向性
食の安全に関する審議会の運営	審議会を通して都民・事業者の意見を施策に反映し、理解と協力に基づく安全対策を推進	食品安全審議会、消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療進協議会等を通じて、都民・事業者の意見を都の施策に反映	審議会への都民・事業者の参加だけでなく、意見を聴く会やパブリックコメントの募集など、より多くの都民・事業者の意見が審議会の審議に反映できるようにする。
都民・事業者からの 意見の受付	都民・事業者から意見 の申出へ適切に対応 し、その施策への反映 を通し、安全対策に対 する都民の理解と協 力を確保	消費生活条例に基づく「申出」に対し、適切な調査・報告を行う。また、必要に応じて対応経過については消費生活対策審議会に報告し、意見を聴くことにより、施策に適切に反映さらに「都民の声」制度を活用し、広く都民から都の施策に対する意見・要望を受付け、それに対する回答などを通じて都民の理解と協力を確保	食品安全確保施策を含めあらゆる分野の調査実施について一元的に都民が意見を述べることのできる制度として、引き続き本制度を活用していく。 また、都民の声制度を活用し、都民から施策に対する意見・要望を受付、必要に応じて施策への反映を図っていく。
相談等への対応	相談等への適切な対 応と施策への反映を 通して、安全対策に対 する都民・事業者の理 解と協力を確保	食品の安全に関する保健所や消費者センター等への都民の苦情相談に適切に対応し、法令等違反や事故等の発見、再発・拡大防止に活用(区部については特別区の保健所・消費者センター、多摩地域については市町村の消費者センターも対応)	それぞれの機関の役割分担も踏まえ、機関同士や自治 体間の連携を密にして、都民からの苦情相談に着実に 対応していく